

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 28日

青森県知事

殿

提出者

住 所 青森県弘前市清野袋五丁目4番地1

氏 名 キヤノンプレシジョン株式会社

代表取締役 藤 猛二

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0172-32-2911

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	キヤノンプレシジョン株式会社 北和徳第二事業所 第二棟
事業場の所在地	青森県弘前市岩賀一丁目6番地1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	27:業務用機械器具製造業
② 事業の規模	売上高 157億円／年 ※令和4年1月～令和4年12月末迄
③ 従業員数	567人 ※令和5年3月末現在
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙.1の通り



(日本工業規格 A4列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙.2、3のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 の種類	廃油	
	排出量	185.8 t	t
	(これまでに実施した取組)		
『専門分科会』を主体に、「洗浄・段取り回数の削減」、「溶剤再生装置の導入」、「使用量削減」、「延命化」、「再生利用の拡大」等。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物 の種類	廃油	
	排出量	198.6 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
技術部門・関係上位会社と連携し、製品の品質確認を進めながら、溶剤による洗浄の削減等、更なる発生抑制を進めていく。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 指定置場の設置、容器への識別表示。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	137.8 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	OPCラインからの廃液については、再生使用可能な液は社内で再生し、クローズドリサイクルを実施している。組立ラインにおいても、使用済みの廃液を売却し、外部で再生した後に再度購入・使用している。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	147.3 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	モノクロロベンゼンの使用停止に伴い、代替品としてキシレンの使用を開始した。これまでモノクロの再生で使用していた再生装置をキシレン用に改造し、社内再生を行う予定となっている。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	特になし。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		
	0 t		
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		
	0 t		
	(今後実施する予定の取組)		
	特になし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
特になし。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特になし。			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	48.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	48.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
・処理業者への定期的な現地視察による処理情況の確認。 ・電子マニフェスト導入によるマニフェスト伝票の管理徹底。			

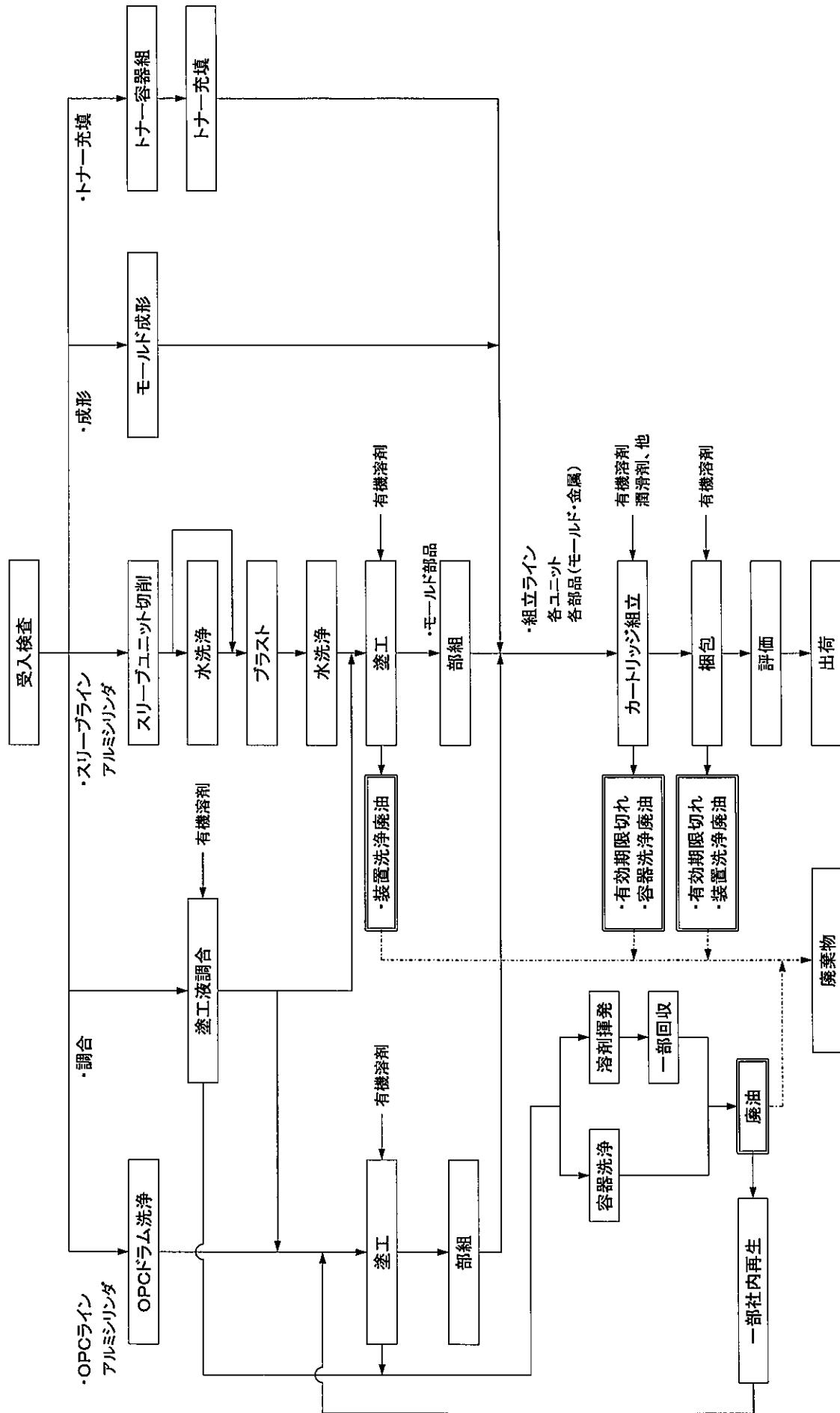
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	51.3 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	51.3 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
（今後実施する予定の取組）			
現状維持。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和3年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		48.0 t
	（今後実施する予定の取組）		
現状維持。(電子マニフェストを利用中)			
※事務処理欄			

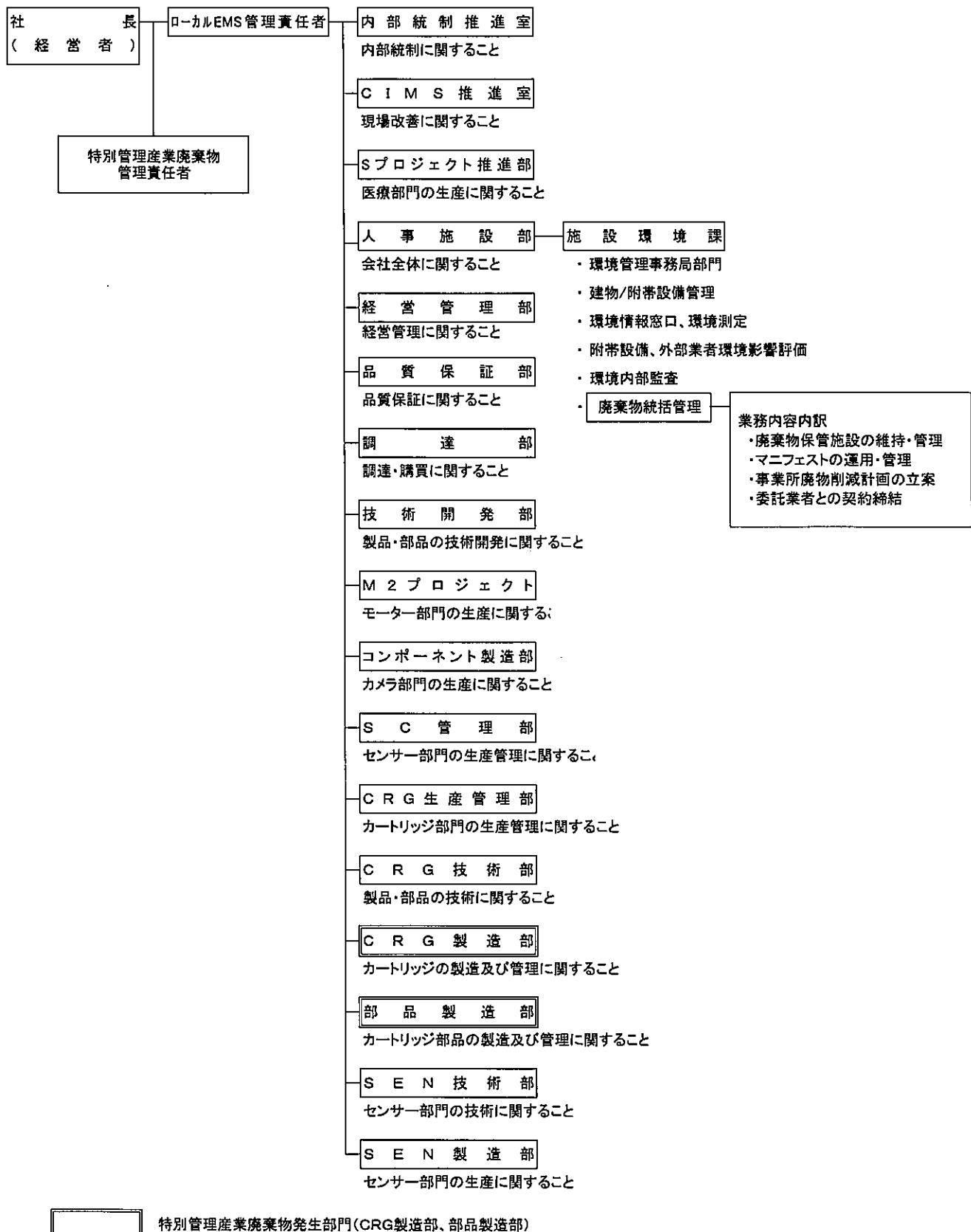
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1

一工程発生物棄業産業





[] 特別管理産業廃棄物発生部門(CRG製造部、部品製造部)

別紙3 キヤノンプレシジョン株式会社 北和徳第二事業所第二棟 環境管理体制(委員会組)

効果的な環境管理を推進、実施するために、下記のような委員会組織を設けて活動しています。

1. 『環境保証実行管理委員会』

環境管理活動を組織的に推進するために、環境管理上の最高機関の組織として設ける。
管理すべき環境には「廃棄物」（適正処理、削減、排出抑制等）に関するなどを含め、その他
水質汚濁、土壤・地下水、大気、騒音、振動、温暖化ガス削減、化学物質等があります。

2. 『環境保証スタッフ検討会』

環境保証実行管理委員会の下部組織であり、自職場の環境管理状況の確認と改善を行なうこと
を目的に組織されています。

3. 『事務局』（環境担当課）

会社組織上も環境管理を担当する部門であり、廃棄物の処理、分別、委託（契約締結）計画の
管理、マニフェストの運用管理を担当しています。

4. 『内部環境監査統括部門』

当社が取得しているISO14001の要求事項を含め、環境管理の計画、運用、実施状況等
が適切に実施され、維持されていることを監査します。

<環境保証実行管理委員会>

委員長：社長

副委員長：ローカルEMS管理責任者

委員：各部副部長以上から委員長が任命した者

事務局：環境担当課

開催頻度：4回／年（1回／4半期以上）

- ・環境管理活動全般の審議
- ・環境方針の制定・改定協議
- ・環境目的・目標の設定
- ・事業所年間、中期計画の協議、進捗確認

<内部環境監査統括部門>

統括部門長：ローカルEMS管理責任者

監査員：内部環境監査員としての力量を維持して
いると判断された者

統括部門：環境担当課

監査頻度：各課1回／3年以上

<環境保証スタッフ検討会>

チーフ：環境管理責任者（管理担当部長）

メンバー：各課環境保証スタッフ

事務局：環境担当課

開催頻度：月1回

- ・環境保証実行管理委員会からの指示/連絡事項
の自職場への展開
- ・自職場の実態把握・計画の作成、環境改善実施
- ・自職場の環境関連教育、啓蒙活動の計画、
実施、推進
- ・自職場の廃棄物削減計画の作成、削減推進
- ・自職場の廃棄物の適正管理

【各部署の役割】

<経営者>

キヤノンプレシジョン株式会社における環境管理上の最高責任者。

- (1) 「事業所環境方針の制定・改定」・「環境管理責任者の選任」を行なう。
- (2) 経営者（社長）環境管理システムの見直しを、定期（年1回）及び臨時に行なう。
- (3) 環境方針、環境管理システムの目的及び達成目標の見直し。
- (4) 環境保証実行管理委員会組織及びメンバーの承認。
- (5) 環境管理実施上、必要な資源・要員の提供に関する経営レベルでの決定。
- (6) 必要に応じて環境関連各種委員会や各部署に対し、個別問題の解決指示や活動の方向性についての指示を行なう。

<ローカルEMS管理責任者>

ローカルEMS管理責任者は、他の責任と関わりなく次の責任・権限を有する。

- (1) 「キヤノングループ規程」に従って、環境マネジメントシステムを環境保証管理手続（統一文書）、環境関連規程・手続に確立し、維持する全般的責任。
- (2) 環境関連法規や規則、当社に関わる環境上の問題や懸案事項及び理解に関する進展状況を確實に監視する責任と権限。
- (3) 環境内部監査の統括管理の責任と権限。
- (4) 経営者（社長）の定期見直しのために「環境管理システムの実施状況」を報告する責任。
- (5) 経営者（社長）の合意のもと環境関連の組織を設ける責任と権限。

<特別管理産業廃棄物責任者>

特別管理産業廃棄物の処理に関する業務

責任者 施設環境課 横山 智

<その他各部署の環境関連業務の役割>

1. 製造部門は、それぞれの生産品目の製造過程において、環境負荷を最小限にとどめるため、各課の業務を遂行する上で次のような環境影響の配慮をし、関係課はこれを積極的に支援する。
 - (1) 部品・梱包資材、危険物・有害物・有機溶剤・薬品等は、使用の量及び種類の抑制に努め、リサイクルの可能性に配慮する。
 - (2) エネルギーの効率的使用に努める。
2. 技術部門は、次の役割を有する。
 - (1) 環境管理を推進するための環境技術の開発
 - (2) 生産装置の導入・維持、部品・梱包・補材・溶剤における環境影響評価。
3. その他の各部門は、各部門の業務・運営上の環境管理を行なう役割を有する。
4. 環境担当課は、次の事項に関する責任と権限を有し、キヤノンプレシジョン株式会社における環境管理事務局を担当する。
 - (1) 環境管理上の土地・建物・構築物・緑化及びこれらに付随する設備の導入・維持。
 - (2) 廃棄物の、分別、処理方法、再生委託・管理。
 - (3) 官公庁への許認可手続きに関すること。
 - (4) 社内外環境の測定・分析・評価。
 - (5) 環境保証年間計画、環境保証中期計画の作成。
 - (6) 環境月報の作成。
5. 環境保証実行管理委員会、環境保証スタッフ検討会、各種環境関連分科会等の環境関連組織の決定事項は遵守し、状況により部・課単位での対応を進める。